

2020(令和2)年3月の建築士法改正(建築士事務所の図書保存の見直し)により伏図等を含む設計図書の15年間の保存が必要で、構造関連図書の作成は確認申請時の添付・省略に関係なく既に義務化されている。前述の要請に依れば着工前後でプレカット材加工等と並行しての伏図等作成が定着している様だが、最終的には伏図等を作成・保存するにしても例えば責任を持つ構造設計ができるプレカット工場に協同設計者として依頼すれば、伏図等に転用可能なプレカット図作成先行もあり得るであろう。^{※3}

また省エネ化による住宅の重量化や耐力壁の壁量・耐力の増加に伴い、柱小径以外にも設計上の配慮が望まれる部位として、床組(床倍率)・接合部(横架材継手・仕口)・基礎(地耐力)・横架材(梁成)の検証が挙げられている。壁耐力を十分に発揮させるためには接続(力を伝達)する上記部位も壁耐力に見合った剛性・耐力の確保が必要だが、“特定木造建築物”

ではこれらの検証が完全に行われず確認申請手続きとなる。建築主の考え方にも依るが、耐震等級の取得も念頭に前述した部位の構造計算による検証を行い、伏図等を作成する事が本来は望まれる。^{※3}

一方確認申請後の変更で、耐力壁の位置・量の増減及び材料の変更、接合金物の材料の変更、柱・梁の断面寸法・位置の変更等で仕様規定のみで法適合を確認できる場合や、仕様規定の但し書きによる基礎、柱の小径、木造の継手及び仕口の変更については「軽微な変更」となる。設計上の変更や省エネ適合性判定・住宅性能評価・長期優良住宅認定申請に伴う構造変更の可能性もあり、また前述の要請も踏まえると国交省としては“特定木造建築物”に限れば確認申請での伏図等省略はやむを得ず、申請中や着工前後の変更を反映した伏図等を作成し建築工事が実施され最終的に保存されるという事で、合理的で円滑な手続き・審査になると判断したと思われる。^{※3}

●確認申請図書における添付図書の合理化について

- ・旧4号建築物から新2号建築物に移行する建築物のうち、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物については、必要事項を仕様表に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付を省略するなど、添付図書を合理化します。
- ・本章に示す確認申請図書の作成例は、上記に沿って伏図等を省略、合理化を図った内容としています。
- ・建築士法により建築士事務所に課されている図書保存の義務は、本書で採用している確認申請図書の合理化とは別に、これまで通り変わりありません。基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、軸組図などは建築工事を実施する上で重要な図書となりますので、業務として作成したこれらの設計図書を適切に保存してください。

(出典:※3)

参考文献

※1 第2回「改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議」国土交通省 2023(令和5)年8月7日

※2 「建築関係法令の整備に関する要望書」一般社団法人 住宅生産団体連合会 2023(令和5)年9月12日

※3 「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅(軸組構法)等の確認申請・審査マニュアル」国土交通省 2024(令和6)年11月 第3版